

文化財第一課

- 美術工芸品である有形文化財の保存・活用
- 無形文化財（芸能・工芸技術分野）の保存・活用



- 民俗文化財の保存・活用



- 文化財の保存技術（選定保存技術）の保存・活用

文化財第一課 資料一覧

◆ 文化財の匠プロジェクト

- ・文化財の匠プロジェクト《概要》
- ・【予算資料】「文化財の匠プロジェクト」等の推進・充実による文化資源の持続可能な活用の推進
- ・【予算資料】文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備
- ・【予算資料】文化財保存技術の伝承等
- ・【予算資料】国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業
- ・【予算資料】民俗文化財の保存修理等

◆ 所在不明文化財について

- ・総務省による「都道府県指定文化財(美術工芸品)の保護・承継に関する行政評価・監視」に係る勧告を踏まえた対応について(令和4年2月18日付)
- ・所在不明の文化財に関する特設ページについて

◆ 三の丸尚蔵館の地方展開と地域ゆかりの文化資産

- ・【予算資料】国民文化祭を契機とした三の丸尚蔵館の地方展開
- ・沖縄展の資料
- ・【予算資料】「地域ゆかりの文化資産」地方展開促進事業
- ・地域ゆかり事業の令和4年度採択事業一覧

◆ 邦楽普及拡大推進事業

- ・【予算資料】邦楽普及拡大推進事業
- ・邦楽普及拡大推進事業について

◆ 公開承認施設及び保護法第 53 条に基づく公開手続きについて

◆ 文化財第一課行事予定一覧

文化財の匠プロジェクト《概要》

令和3年12月24日 文部科学大臣決定（令和4年12月16日改正）

1. 趣旨 / 2. 計画期間 / 3. 基本的な考え方

- 文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、**(1) 修理技術者等、用具・原材料までを含めた一体的な体制整備**と**(2) 計画的な保存・継承の取組**を推進するため、**5か年計画**（令和4年度～令和8年度）を策定。

4. 重点的な取組内容

(1) 文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保

- 文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料の**生産支援の拡大**：**5分野（R3）→25分野（R8）**
- **文化財修理に不可欠な原材料のリスト化・公表**、生産支援を通じ安定供給につなげる
- **国指定文化財建造物の修理機会における需要創出**（伝統的な和紙や畳の活用等）
- 関係省庁との連携：**地域特産作物としての原材料の生産体制の強化**、**国有林野事業と連携した資材の確保・育成**（農林水産省）、**「地域おこし協力隊」の枠組みを活用した後継者確保**（総務省）等

(2) 文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備

- 後継者養成を課題とする保存技術について**選定保存技術保持者・保存団体の拡大**
- **保持者・保存団体の複数認定を積極的に行う**とともに**団体認定を推進**：**58人34団体（R3）→80人47団体（R8）**
- 後継者が一人前になるまでの**研修に必要な原材料の確保等に係る経費を措置**：**110万円（R3）→210万円（R4～）**
- 選定保存技術に親しみを覚えてもらえる**通称を付与**、**文化財修理技術者や用具・原材料生産者を対象とする表彰制度を創設**
- **「修理調査員」（文化庁非常勤職員）の文化庁配置による体制強化**
- 国立の**「文化財修理センター（仮称）」の設置**に向けた検討を順次推進

(3) 文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

- 各文化財類型に応じ、**必要な事業規模を漸次確保**

年間修理事業件数 (予算ベース)	令和3年度	令和8年度	現在の修理周期
建造物(木造)	137件	161件	建造物(木造)：維持修理約40年、根本修理約200年
美術工芸品	200件	280件	美術工芸品：概ね10年～20年遅れ
史跡等	308件	495件	史跡等整備：概ね10年～20年遅れ

適正な修理周期に基づく年間修理件数

建造物	維持修理30年、根本修理150年
美術工芸品	概ね50～100年（材質による）
史跡等整備	概ね30年

- **防火・耐震対策の推進**：**防火：27件（R3）→147件（R8）**
耐震：38件（R3）→169件（R8） ※令和2年度からの計画に基づく累積着工数（文化財建造物）
- **国指定文化財について分野・対象を広げて長期的な修理需要予測調査を推進**
- **必要な事業規模を確保した上で文化財修理等に係る多様な資金調達の活用**

「文化財の匠プロジェクト」等の推進・充実による文化資源の持続可能な活用の促進

令和5年度予算額（案）	447億円
（前年度予算額）	444億円
令和4年度第2次補正予算額	73億円



文化財を次世代へ継承するため、適切な周期での修理、修理人材の養成、材料・用具等の確保、防火・防災対策等を推進する「文化財の匠プロジェクト」を実行するとともに、伝統芸能や伝統工芸等への支援の充実、世界文化遺産・日本遺産等の文化資源の継承・磨き上げの支援により、地域活性化を図る。

1. 文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備 25,658百万円（25,156百万円）

○文化財保存技術の伝承や、文化財関連用具・原材料等の調査、重要文化財の適正な修理周期での修理等を支援する。世界遺産・国宝等の防火対策、耐震対策を促進する。

○R5予算（案）の主な事業：

- ・文化財保存技術の伝承等
- ・文化財関連用具・原材料等調査事業
- ・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
- ・歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業
- ・重要文化財等防災施設整備事業



選定保存技術保持者
(漆工品修理)



絵画・書跡の修理具・材料



<建造物解体修理の様子>
重要文化財 天徳寺本堂ほか2棟（秋田県）

2. 多様な文化遺産の公開活用の促進等 19,058百万円（19,245百万円）

○伝統芸能や伝統工芸等の重要無形文化財の伝承者養成等に対して補助等を行うとともに、邦楽演奏家の拡大や楽器製作の担い手継承を進める。地域計画の策定支援、世界文化遺産・日本遺産等の情報発信等の取組への支援等を行う。

○R5予算（案）の主な事業：

- ・無形文化財の伝承・公開
- ・地域計画の策定支援
- ・地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業



重要無形文化財「京舞」
各個認定保持者



民俗芸能大会の開催

※参考「文化財の匠プロジェクト」における5か年計画（令和4年度～令和8年度）

- 文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保
建造物（木造）：137件（R3）→**161件（R8）**
美術工芸品：200件（R3）→**280件（R8）**
史跡等：308件（R3）→**495件（R8）**
- 防火・耐震対策の推進
防火：27件（R3）→**147件（R8）**
耐震：39件（R3）→**169件（R8）**

- 文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料の生産支援拡大
5分野（R3）→**25分野（R8）**
- 選定保存技術保持者・保存団体の拡大
58人34団体（R3）→**80人47団体（R8）**

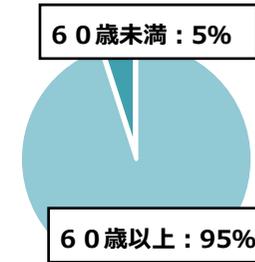
背景・課題

文化財を適切な周期で修理するためには、**文化財保存技術が必須**。
近年の文化財修理件数の増加等もあり、修理が遅れ、滅失・毀損など価値喪失の危機にある文化財が出てきており、文化財保存技術が一層重要な役割を果たすが、近年、これらの保存技術の**多くの分野において後継者が不足し、技術の断絶の危機**を迎えている。

このため、文化財保護法の規定する**選定保存技術の保持者・保存団体の拡大**とともに、修業期間中の後継者に対する研修経費等の支援を拡充することで、活動基盤の形成、後継者養成の環境を整え、**安定した技術伝承を確立することが急務**。

選定保存技術保持者

- 平均年齢：75歳
- 60歳未満の保持者：約5%
- 保持者のみが継承する技術（43件）
→ 10年間認定しない場合、60歳未満の保持者は0名



- 保持者・保存団体の**複数認定**
- 団体認定の促進**
- 保持者・保存団体が行う**伝承者養成をさらに強化**等が必要

文化審議会企画調査会「中間とりまとめ」より（令和4年6月）

事業内容

選定保存技術保存団体等への支援 349百万円（340百万円）

- 保存団体が行う、伝承者養成、わざの練磨に必要な用具・原材料の購入等に要する補助を実施する。
- 件数・単価：39件×約900万円 等

選定保存技術保持者に対する補助 78百万円（78百万円）

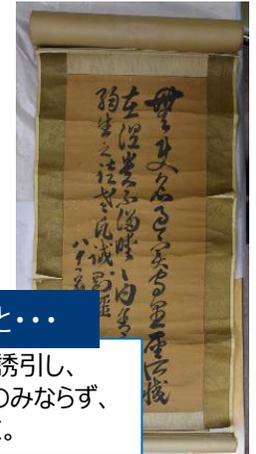
- 保持者が行う、伝承者養成、わざの練磨等に対して補助。
- 特に、修行期間中の後継者への研修経費に充てる場合に、選定保存技術保持者に対する補助額を1百万円増額する。
- 件数・単価：45人×約110万円、13人×210万円 等



選定保存技術「美術工芸品銙金具製作」
保持者の研修（専門的な用具・原材料を多用）



美術工芸品修理に要する銙金具



適切な修理が行われないと...

文化財の劣化・損傷の進行を誘引し、文化財の継承に支障をきたすのみならず、却って修理費用もかさむ結果に。

アウトプット(活動目標)

- 支援する選定保存技術保存団体の数

令和3年	令和5年	令和8年
35団体	39団体	47団体

- 支援する選定保存技術保持者の数
(括弧内は増額対象者の数)

令和3年	令和5年	令和8年
58人(0人)	58人(13人)	80人(未定)

「文化財の匠プロジェクト」
目標値

「文化財の匠プロジェクト」
目標値

アウトカム(成果目標)

- 初期（令和6年頃）
研修が充実するなど、技術継承の基盤が整備。
- 中期（令和8年頃）
選定保存技術に対する認知度が向上。
- 長期
全ての選定保存技術で伝承者が確保される。

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- 適切な周期・方法による保存修理が実現し、国民的財産である文化財が確実に継承される。
- 適切な周期・方法による修理により、積極的な公開が可能になれば、文化財の保存と活用の好循環が実現。地域観光等にも大きな波及効果。

国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業

令和5年度予算額（案） 1,085百万円
（前年度予算額） 1,031百万円



背景・課題

国宝・重要文化財に指定されている美術工芸品は、紙や木、絹、漆など我が国古来の繊細かつ脆弱な素材で造られており、経年劣化を避けることができず、**適切な保存修理等を施すことが重要**。

また、文化財は、火災・盗難等により**いったん滅失毀損すれば再び回復することが不可能**であるため、**防災・防犯対策等の一層の推進を図ることが急務**。

観光資源として国内外からの関心も高く、我が国の歴史や文化を理解するうえで欠くことのできない国宝・重要文化財等を確実に次世代へ継承し、**文化財の保存と活用の好循環**を図ることが重要。

「文化財の匠プロジェクト」（令和3年12月 文部科学大臣決定）
美術工芸品は、取り扱いに不具合が生じた場合に行う応急修理10年周期と、全体の補強を行う本格修理（50～100年周期）を適切に行うことが必要である。
しかし、適正な修理周期による修理を施すことができないことから文化財としての価値そのものが低下しかねないほど損傷が進んでいる事例がある。このため、国宝・重要文化財美術工芸品について、令和8年度までに必要な事業規模（年間280件）を漸次確保し、適正な修理周期への回復を目指す。

事業内容

国宝・重要文化財（美術工芸品）について**適切な周期の保存修理**を行うことにより、文化財本来の価値を回復させるとともに、修理後の公開活用を通じ**地域活性化や観光振興等**につなげるなど、**美術工芸品の保存・活用を図る**。

また、美術工芸品を災害や犯罪等から守るため、**防災・防盜・防犯設備等の整備**を支援する。

- 事業実施期間：終了時期未定

保存修理

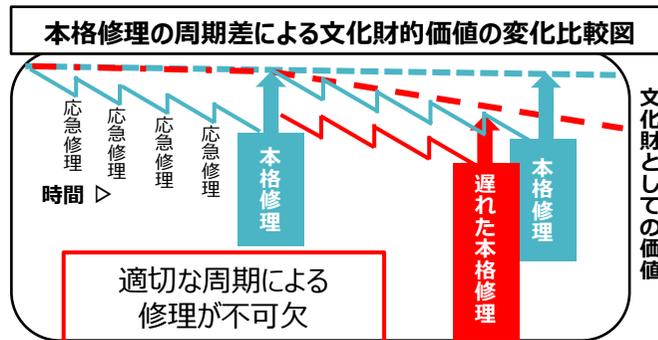
1,001百万円（947百万円）

- 適切な周期による本格修理（解体修理）および応急修理（解体にいたらない修理）を実施することで、文化財の確実な保存・継承を目指す。
- 件数・単価：211件×約400万円+特殊事業（計画的・大規模に修理を継続しているもの）

防災設備

84百万円（84百万円）

- 火災、地震、風水害等の災害や盗難等から文化財を確実に守るため、所在不明文化財に係る調査とも連携しながら、必要な防災・防犯設備の整備を計画的に推進する。
- 件数・単価：8件×約1,050万円



〈適切な修理周期（例）〉

- 本格修理（解体修理）
：平均約50年周期
- 応急修理（剥落止め・表具替え）
：平均約10年周期

適切な周期での保存修理により、文化資産価値の回復と公開活用の両立が可能に。

アウトプット(活動目標)

「文化財の匠プロジェクト」目標値

アウトカム(成果目標)

- 支援する保存修理の件数

令和3年	令和5年	令和8年
200件	211件	280件

- 支援する防災設備の件数

令和3年	令和4年	令和8年
23件	20件	20件

初期
適切な周期の保存修理が実現。
中期
著名な国宝等を目当てに、国内外から観光客が増加。



令和3年「国宝 鳥獣戯画のすべて」展
入館者数のべ13万人

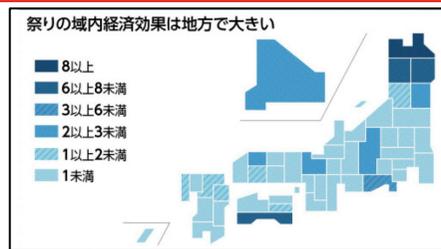
インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- ・適切な周期の保存修理や防災設備が実現し、**国民的財産である文化財が確実に継承される。**
- ・**文化財の保存と活用の好循環**が実現し、地域観光の目玉として経済にも大きな波及効果。
- ・文化財保護法が目指す「国民の文化的向上」及び「世界文化の進歩」に貢献。

背景・課題

我が国の長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた**風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財**は、急激な社会、経済、生活様式の変化に伴い**短期間で散逸、衰退、変容する恐れが高い**ものである。日本人の生活様式の変化や、後継者不足等により、**保存・継承そのものが危ぶまれている**ことから、それぞれの民俗文化財が置かれている状況に応じて、**重点的に措置を講ずる必要がある**。

また、祭り等の**地域の伝承行事**は、その**活用によって地域の活性化に大きく貢献**することが示唆されている。



「ねぶた、県GDP1%稼ぐ
全国の祭りの効果5300億円」
（令和4年5月21日
日本経済新聞朝刊より）
域内経済指数：
各都道府県GDP（18年度名目）
に対する経済効果の比率

事業内容

有形の民俗文化財及び無形の民俗文化財について、**（1）調査、（2）保存修理、（3）伝承・活用を支援**することで、**確実な伝承等**を図る。

（1）民俗文化財調査 30百万円（30百万円）

- 民俗文化財の詳細な分布や実態等について、地方公共団体や民俗文化財の保護団体が行う調査事業を支援。学術研究や文化財指定等の保存対策へとつなげる。
- 件数・補助額：34件×約90万円

（2）民俗文化財保存修理等 136百万円（136百万円）

- 日常生活に用いられた民具や舞台等のうち重要有形民俗文化財に指定するものについて、虫害や腐朽等を防ぐための保存処理を中心とした修理や屋根の葺替や解体修理等を支援。
- 件数・補助額：13件×約1,000万円

（3）民俗文化財伝承・活用等 149百万円（140百万円）

- 重要無形民俗文化財・登録無形民俗文化財に指定する風俗慣習や民俗芸能等で用いる用具の修理・新調、施設の修理等、伝承者の養成、現地公開等に要する経費を支援。
- 件数・単価：46件×約300万円 等



重要無形民俗文化財「博多松囃子」



調査報告書の例



屋台の修理

アウトプット(活動目標)

- 支援した調査事業の件数

令和3年	令和4年	令和5年
30	27	34

- 支援した伝承・活用事業の件数※

令和3年	令和4年	令和5年
43	26	46

アウトカム(成果目標)

初期（令和6年頃）
調査報告書の公表や現地公開を通じて認知度が向上。

中期（令和8年頃）
後継者の育成や修理など、伝承が着実に進む。

長期（令和15年頃）
有形・無形民俗文化財の指定が着実に進む。

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- 風俗習慣や民俗芸能等が文化財としての適切な価値づけ・評価を得て、保存・活用が進む。
- 民俗文化財としての認知度が向上し、魅力が共有されることにより、地域力も活用しながら民俗文化財を伝承していく機運が醸成される。

【説明資料】所在不明の文化財について

3文財一第236号
令和4年2月18日

各都道府県文化財担当課長 殿

文化庁文化財第一課長
鍋 島 豊
(公 印 省 略)

総務省による「都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に関する行政評価・監視」に係る勧告を踏まえた対応について

平素より、文化政策の推進に御尽力いただき、ありがとうございます。

総務省から、令和3年3月16日付けで「都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に関する行政評価・監視」に係る結果が公表されるとともに、別添1のとおり勧告がなされました。このことを受けて、都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に係る取組について、調査をさせていただいたところです。御協力ありがとうございました。

調査では、動産である都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明とならないように取り組んでいる事例や、所在不明となってしまった都道府県指定文化財（美術工芸品）を再発見するに至ったきっかけをお尋ねいたしました。その調査結果の概要は別添2のとおりです。なお、調査では、およそ150件程度の都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明であることが報告されました。

つきましては、今後の都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に当たっては、下記の点に御留意いただきますよう、よろしく申し上げます。また、各都道府県におかれましては、本件について、必要に応じて域内の市区町村にも周知いただきますよう、申し上げます。

記

1. 所有者変更等の届出が確実に行われる必要があること

所在不明とならないように取り組んでいる事例としては、定期的な管理状況の調査・把握や文化財保護指導委員等によるパトロール、所有者向けの管理手引きの作成・周知が多くのお返事を占めました。

指定文化財を守り、次世代に繋げていくためには、所有者変更等に係る届出が確実に

実施されることにより、指定文化財の状況を的確に把握することが重要です。既に多くの都道府県にて所有者に対する周知等に取り組まれているかと思いますが、今一度、その励行に努めていただきますよう、お願いします。

なお、国指定文化財（美術工芸品）については、文化庁で「所有者向けの手引き」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_bi_jutsukogei/pdf/shoyusha_tebiki.pdf) を公表し、所有者変更に必要な手続き等を周知しています。この手引きは今後改訂を予定していますが、都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者等へ周知を行われる際、必要に応じて活用いただくようお願いいたします。

2. 所在不明となっている都道府県指定文化財（美術工芸品）の情報を、文化庁ウェブページに掲載できること

所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）が再発見されたきっかけとして、警察や新所有者、古美術商からの情報提供が多くのお返事を占めました。所在不明となった文化財を再発見するには、所在不明情報を多くの方に知っていただく取組が重要です。

そのため、国指定文化財（美術工芸品）の場合、文化庁ウェブページ (<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/torimodosou/>) での情報発信に取り組んでおり、その発見につなげています。

同ページでは、各自治体が指定する文化財の所在不明情報も掲載できますので、所在不明となってしまった都道府県指定文化財（美術工芸品）の搜索の一助として活用いただくことを、是非御検討ください。



【本件担当】

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

03-6734-4835（直通）

文化財第一課 調査係 土橋

調査結果の概要

○所在不明とならないよう取り組んでいる工夫がある	44 都道府県
・主な取り組み事例（複数回答可）	
定期的に管理状況の調査把握・指導を実施	17 都道府県
文化財保護指導委員等によるパトロール	17 都道府県
所有者向けの手引等を作成・周知	14 都道府県
域内の文化財保護等の担当者会議にて周知	11 都道府県
指定書と文化財を一緒に管理するよう指導	10 都道府県
防犯対策に係る補助事業を実施	7 都道府県
所有者変更の届出について家族等にも周知	5 都道府県
博物館等への寄託を呼びかけ	3 都道府県
文化財の防犯について警察より普及・啓発	1 都道府県 等
○所在不明文化財を再発見するに至った事例がある	18 都道府県
・再発見に至った主なきっかけ（複数回答可）	
盗難届を出しており、警察から情報提供	9 都道府県
新しい所有者からの情報提供・届出	5 都道府県
古美術商から情報提供	3 都道府県
銃刀法第14条に基づく登録情報を参照	2 都道府県
県立美術館や市町資料館からの情報提供	1 都道府県
県が実施した所在不明調査	1 都道府県 等

所在不明の文化財に関する特設ページについて

文化庁では、盗難に遭う等の理由により所在不明となっている文化財（美術工芸品）について、その発見及び再発防止を目的に特設ページを設けている。令和2年1月より、検索機能や地方指定等文化財の掲載を開始し、ページの充実を図っている。



◆所在不明文化財の状況

国指定文化財の所在不明情報を掲載し、随時更新している。

現在の状況(国指定)							
(更新：令和2年3月23日)							
	所在が確認できたもの		所在不明と判明したもの		追加で確認が必要なもの		合計
令和2年3月状況 (令和3年3月5日公表)	10,332 3件発見	<98.2%>	142 (0)	<1.3%>	50	<0.47%>	10,524

地方指定等文化財についても、所在不明となっているものの情報を地方からの要望に基づき掲載している。

所在不明になっている地方指定等文化財(美術工芸品)										
No.	写真	盗難の有無	指定区分	種別	種別小	指定名称	所有者の形態	文化財の所在地(都道府県)	文化財の所在地(市区町村)	掲載日
1	NO IMAGE	盗難	都道府県指定等	工芸品	刀剣	(1) 一太刀兼友、為置、近江 護持作之 (2) 一太刀兼通、兼定兼共作之 (3) 一太刀兼長、兼定、近江 共持作之	社寺	福島県	槻谷代町	令和2年 1月23日
2		盗難	市区町村指定等	工芸品	—	立石不動尊堂開口	社寺	福島県	槻谷町	令和2年 1月23日
3		—	都道府県指定等	工芸品	刀剣	刀、短、兼通	個人	神奈川県	—	令和2年 1月23日

◆発見事例

令和2年1月の所在不明情報のページ充実後、国指定重要文化財について、8件の発見事例がある。

国民文化祭を契機とした三の丸尚蔵館の地方展開

令和5年度予算額（案）
（前年度予算額

8百万円
8百万円）



背景・課題

宮内庁三の丸尚蔵館は、令和8年度の全館完成を目途に新設工事が進められている。この移行期間中は十全な展示ができない状況となることから、所蔵する皇室ゆかりの名品を多くの方々の鑑賞に供すべく、政府として積極的な地方展開（地方の美術館や博物館等への貸出し）を進めることが、令和2年12月の「三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開強化ワーキングチーム」にて決定された。



三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開強化ワーキングチーム報告書

令和2年12月15日

三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開強化ワーキングチーム
〔内閣官房・宮内庁・文化庁・観光庁・総務省〕

三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開強化ワーキングチーム報告書（令和2年度）

事業内容

全国規模の文化の祭典である「国民文化祭」開催地の博物館・美術館等において、三の丸尚蔵館収蔵品を中心とした国等が有する貴重な文化財を紹介する展覧会を開催し、この展覧会を通じ、皇室文化への国民の理解の促進、文化財の保存・活用、地方文化の振興による地方創生、国内観光の振興、国内外への日本の美の発信を目指す。事業実施期間：令和2年～令和7年（予定）。

■ 事業概要

8百万円（8百万円）

宮内庁と連携し、同祭典開催予定都道府県と協議の上、開催館を決定。作品輸送（輸送にかかる保険契約を含む）や展覧会にかかるリーフレットを作成。

■ 国民文化祭 開催予定県

- 令和4年度：沖縄県
- 令和5年度：石川県
- 令和6年度以降も実施予定



国民文化祭開催予定県と協議し、開催館を決定

【負担：開催館との事前調整、作品輸送・保険、リーフレット作成】



展覧会の開催

【負担：会場パネル・ポスター等制作、会場設営、運営】



開催館と具体の貸与作品の調整等

皇室文化の理解、文化財の保存・活用、地方創生、国内観光の振興に資する

アウトプット(活動目標)

- 三の丸尚蔵館から特別展開催予定県へ貸出を行う作品点数

令和4年	令和5年	令和6年
43点	45点	45点

アウトカム(成果目標)

- 初期（令和3年頃）
特別展への入場者数人数合計 5,000人
- 中期（令和5年頃）
特別展への入場者数人数合計 6,000人
- 長期（令和7年頃）
特別展への入場者数人数合計 7,000人

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

全国各地において、貴重な文化財を紹介する機会を設けることで、皇室文化への国民の理解の促進、文化の愛護、地方文化の振興による地方創生・国内観光の振興、国内外への日本の美の発信を目指す。

令和4年度の国民文化祭開催県での開催

皇室の美と
沖縄ゆかりの品々

美ら島おきなわ文化祭2022関連特別展
宮内庁三の丸尚蔵館収蔵品展

2023
1.20/金/ ~
2.19/日/
毎週月曜休館
9:00-18:00 (金・土は20:00まで)
※入場は閉館の30分前まで

沖縄県立博物館・美術館
博物館企画展示室、特別展示室1

- Close on Mondays.
- Friday and Saturday until 20:00.
- Admission until 30 minutes before closing.

① 山本芳華《琉球中城之東門(部分)》1888年
② 山本芳華《琉球中城之東門(部分)》1888年
③ 五木/唐衣・幕 19~20世紀 ④ 円山応挙《猿蓑(部分)》18世紀



主 催 / 沖縄県立博物館・美術館、一般財団法人沖縄美ら島財団、宮内庁、文化庁
特別協力 / 協賛プロジェクト、読売新聞社

あなたの沖縄に出会う
沖縄県立博物館・美術館
Okinawa Prefectural Museum and Art Museum

地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業

令和5年度予算額(案) 1.6億円
 (前年度予算額 0.6億円)
 [R3からの繰越 0.9億円と合わせて執行]



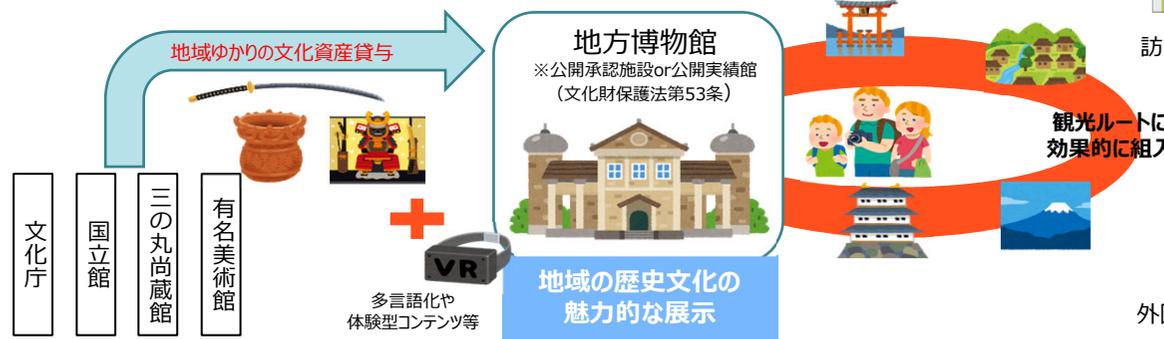
日本博を契機として、「地域ゆかりの文化資産」の貸与を受け、地域の歴史・文化・風土を魅力的に展示・解説する地方博物館の意欲的な取組を支援し、訪日外国人観光客の増加や消費の拡大、満足度の向上を促し、地域活性化の好循環の創出を図る。

地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業

- 地方博物館が自らの所蔵品を活かしつつ、文化庁・国立館・三の丸尚蔵館・有名美術館等が有する、当該地域にゆかりのある文化資産の貸与を受けて実施する、地域の歴史・文化・風土等をテーマとした展示活動(常設展や企画展)について、貸与に係る費用(輸送費、保険料等)や企画展示、広告宣伝等に係る費用を補助。(補助率 1/2(最大2/3))

- また、訪日外国人観光客にも分かりやすい多言語解説の作成や製作したレプリカ等を使用した体験型展示等の観光消費を促す新たな消費体験等の創出に取り組む事業に対して支援。

令和4年度 27件採択



禅宗の導入と新たな文化の摂取

中国で成立した禅宗が日本に本格的に伝わるのは、鎌倉の武士たちが中国の禅僧を招き、特に中国式の禪宗寺院が鎌倉に建設された12世紀末からである。禅宗は、幕府の京都でも天皇皇親や貴族に支持され、14世紀には、現在の本州と呼ばれる中核寺院の多くが京都に建てられた。禅宗は、来日した中国入禅僧と、中国に留学した多くの日本人禅僧によって導入されたが、それにも関わらず中国からもたらされた新しい文化が、水墨画、墨蹟(書物の筆跡)を数多く残している。

禅宗の導入と新たな文化の摂取

The Introduction of Zen to Japan

In the 13th century, Zen was brought to Japan in its entirety. The samurai who ruled Japan were the first great patrons of this religion. They invited monks from China to establish Zen temples in Kamakura, the seat of the warrior "power" southeast of present-day Tokyo. Later the imperial court and aristocracy in Kyoto also began to support Zen. In the 14th century, many important temples that still function as centers of Zen practice today were established in Kyoto. In addition to invited Chinese monks, Japanese monks who studied in China also brought Zen teachings and new cultural practices to Japan. These practices included tea drinking and Zen calligraphy, which are presented in this gallery, as well as tea drinking.

禅宗の導入と新たな文化の摂取

〈岩手県一関市博物館〉R4年10～11月開催
 「皇室と日本美～宮内庁三の丸尚蔵館収蔵品と岩手～」

開館25周年を記念して宮内庁三の丸尚蔵館収蔵作品を紹介する展覧会を開催。
 南部鉄器や、洋画家・上野広一(岩手県雫石出身)、日本画家・佐藤紫煙(同県一関出身)とその師・瀧和亭など岩手にゆかりを有する作品を中心として、皇室由来の作品を一堂に展示する。皇室と日本美術、岩手県とのゆかりについてわかりやすく紹介する。

瀧和亭《孔雀鸚鵡図》(右隻) (三の丸尚蔵館蔵)



〈広島県立美術館〉R4年9～10月開催
 「皇室の美と広島～宮内庁三の丸尚蔵館の名品から～」

宮内庁三の丸尚蔵館所蔵の名品から、昭和の大札を彩った屏風や各種の御慶事で記念品として作られた愛らしいボンボニエールをはじめ、江戸時代の絵師として人気の高い伊藤若沖の作品、平清盛・重盛親子にまつわる作品や広島藩主浅野家伝来の作品、そして児玉希望、六角紫水、清水南山、平山郁夫といった近現代の出身作家らによる作品などを紹介する。

伊藤若沖《旭日鳳凰図》(三の丸尚蔵館蔵)



令和4年度「地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業」採択事業一覧					
No.	都道府県	事業名	申請者名	開催館	展覧会実施時期
1	岩手県	一関市博物館開館25周年記念企画展「皇室と日本美～宮内庁三の丸尚蔵館収蔵品と岩手～」	一関市博物館	一関市博物館	令和4年10月1日～令和4年11月27日
2	宮城県	宮城・東北ゆかりの文化遺産を活かした「みちのくのサムライたち」展覧会事業	東北歴史博物館	東北歴史博物館	令和4年10月1日～令和4年11月27日
3	秋田県	かえってきた岩偶（仮）	小坂町立総合博物館郷土館	秋田県鹿角郡小坂町・小坂町立総合博物館郷土館	令和4年10月18日～令和4年12月18日
4	秋田県	特別展「秋田蘭画の世界—『解体新書』から『不忍池図』へ—」	秋田蘭画展実行委員会	秋田県立近代美術館 5階展示室	令和4年9月17日～令和4年11月13日
5	茨城県	筑西市ゆかりの文化資産を活用した「板谷波山」展覧会事業	筑西市板谷波山生誕150年記念事業実行委員会	しもだて美術館 板谷波山記念館 廣澤美術館	令和4年4月16日～令和4年6月19日
6	東京都	朔太郎大全2022 萩原朔太郎展（仮称）	公益財団法人せたがや文化財団	世田谷文学館	令和4年10月1日～令和5年2月5日
7	神奈川県	神奈川県立歴史博物館特別展「源頼朝が愛した幻の大寺院 永福寺と鎌倉御家人—荘厳される鎌倉幕府とそのひろがり—」	神奈川県立歴史博物館	神奈川県立歴史博物館	令和4年10月15日～令和4年12月4日
8	神奈川県	春日若宮式年造替奉祝特別展事業	春日神霊の旅展実行委員会	奈良市・春日大社 国宝殿	令和4年12月23日～令和5年3月13日
9	石川県	企画展「師弟の共演—石川ゆかりの作家と巨匠たち—」	石川県	石川県立美術館 第7、第8、第9 展示室	令和4年4月24日～令和4年5月22日
10	石川県	企画展「加賀宝生のすべて—能面と能装束—」	石川県	石川県立美術館 第7、第8、第9 展示室	令和4年9月17日～令和4年10月23日
11	愛知県	瀬戸市美術館開館40周年記念 瀬戸市美術館特別展 宮内庁三の丸尚蔵館所蔵 皇室の名品—愛知ゆかりの珠玉の工芸—	公益財団法人瀬戸市文化振興財団	瀬戸市美術館	令和4年6月4日～令和4年7月31日
12	三重県	伊勢物語がひらく地域の華やぎ	斎宮歴史博物館	斎宮歴史博物館	令和4年10月1日～令和4年11月20日 その他の講座令和4年6月～令和5年3月
13	京都府	丹後地域ゆかりの文化資産を活用した「祈りのカタチ—丹後に生きた人々の願い—」展覧会事業	京都府	京都府立丹後郷土資料館	令和4年10月22日～令和4年12月11日
14	京都府	祝・市制45周年・松花堂美術館開館20周年記念 特別展 鎌倉ゆかりの武家と弓と八幡をめぐる物語	八幡市ゆかりの文化資産活用実行委員会	八幡市立松花堂庭園・美術館	令和4年10月15日～令和4年11月27日
15	大阪府	特別展 堺と武将 —三好一族の足跡—	堺市博物館	堺市博物館	令和4年10月29日～令和4年12月11日
16	兵庫県	「丹波の茶道具」展	「丹波の茶道具」展実行委員会	兵庫陶芸美術館	令和5年3月18日～令和5年5月28日
17	兵庫県	脇坂家龍野入封350年記念 脇坂家 大名への道 -Tatsuno Historic Road-	たつの市	たつの市立龍野歴史文化資料館	①令和4年4月2日～令和4年5月22日 ②令和4年5月28日～令和4年7月3日 ③令和4年7月30日～令和4年8月28日 ④特別展：令和4年10月15日～12月4日
18	島根県	松江ゆかりの文化資産を活用した特別展「古代出雲の中心地・松江」開催事業	松江市	松江歴史館	令和4年10月14日～令和4年12月11日
19	広島県	特別展「皇室の美と広島—宮内庁三の丸尚蔵館の名品から—」	皇室の美と広島実行委員会	広島県立美術館	令和4年9月16日～令和4年10月30日
20	大分県	大分市歴史資料館「大分の人形浄瑠璃」企画展事業	大分市	大分市歴史資料館	令和4年10月15日～令和4年11月20日
21	大分県	「大耶馬溪博覧会」開催事業	中津市歴史博物館	中津市歴史博物館	①「粉洞穴と縄文の人生展」令和4年7月9日～令和4年8月21日 ②「戦国中津の城といくさ展」令和4年9月23日～令和4年11月6日
22	宮崎県	都城島津伝承館特別展「都城喫茶ことはじめ」開催事業	都城市教育委員会 都城島津邸	都城島津邸内 都城島津伝承館	令和4年10月15日～令和4年11月27日
23	茨城県	生誕一五〇年記念 板谷波山の陶芸	茨城県陶芸美術館	茨城県陶芸美術館	令和5年1月2日～令和5年2月26日
24	山梨県	武田信玄公没後450年カウントダウン企画展事業	甲府市	甲府市武田氏館跡 歴史館	令和4年9月14日～11月21日
25	三重県	桑名市博物館特別企画展「華ひらく近代工芸の美 —板谷波山と香取秀真—」	桑名市	桑名市博物館	令和4年10月22日～11月27日
26	大阪府	特別展「大阪の日本画」	株式会社大阪中之島ミュージアム	大阪中之島美術館	令和5年1月21日～令和5年4月2日
27	愛媛県	少年凶鑑—古屋兎丸と高島華宵の場合	有限会社カドヤ	高島華宵大正ロマン館	令和4年10月1日～11月27日

背景・課題

邦楽は我が国の伝統文化の一翼を担うものであるが、近年実演家や楽器商が減少している中、コロナ禍で大手の邦楽器メーカーが廃業を発表するなど、**邦楽及び邦楽器の製作技術の継承が危機的な状況**にある。

国は、重要無形文化財の保持者等が行う伝承者養成への支援や、子供たちが伝統文化に関する活動を体験等できる機会の提供を推進してきたが、トップレベルを目指す中間層を拡大するための施策はこれまで十分には行ってこなかった。**邦楽の継承と発展を図るため、中間層の演奏者の拡大**に取り組む。

三味線音楽の実演家 (※1)	→	25,652人 [1987年]
		12,646人 [2020年]
楽器商の数 (※2)	→	330店 [2002年]
		200店 [2019年]
三味線の販売数 (※2)	→	18,000台 [1980年]
		3,400台 [2017年]

※1 芸団協加盟邦楽団体会員数、※2 邦楽ジャーナル

事業内容

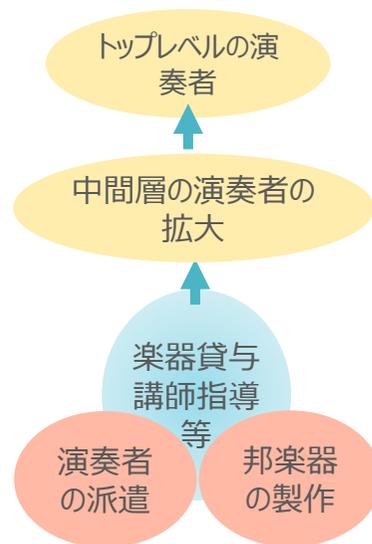
大学・高校等における邦楽に関する部活動を行う団体に対し、**稽古や実演に取り組めるような環境整備（邦楽器無償貸与・講師派遣）**を行うとともに、各団体が集まって演奏発表や交流する場を設ける。

- 事業実施期間：令和3年～令和8年（予定）

邦楽普及拡大推進事業

305百万円（305百万円）

- 対象 大学又は高校の邦楽の部活動をしている団体等
- 支援団体：（新規）60～70団体（継続）120団体
- 支援内容：三味線や箏など邦楽器を無償貸与、指導者を派遣し、演奏指導
演奏会発表、支援を受ける団体同士のオンライン交流会や
実技実演ワークショップへの参加
- 支援期間：大学は4年間
高校は3年間



講師派遣の指導

採択と支援時期モデル

	R3	R4	R5	R6	R7
高校	採択				
高校		採択			
高校			採択		

アウトプット(活動目標)

- 延べ支援団体数（総数（予定）180件）

令和4年	令和5年	令和6年
119	180	180

アウトカム(成果目標)

初期（令和4年）
邦楽活動のモチベーション増大

中・長期（令和5年～）
卒業後、活動を継続している生徒数の割合等

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

生活様式や趣味の多様化により愛好家が減少する邦楽について、**高校・大学等の部活動の演奏する環境を整備**することで、**中間層の演奏者を拡大し、邦楽及び邦楽器の製作技術の継承と発展**を図る。

邦楽普及拡大推進事業について

1 支援の対象となる団体

三味線、箏曲、雅楽、琉球古典、和太鼓等の邦楽に関する部活動を行う高校・大学の団体等

<高校> (R3年度：19団体、R4年度：38団体 採択)

<大学> (R3年度：43団体、R4年度：19団体 採択)

2 支援メニュー

- (1) 部活動に取り組む環境整備への支援 (楽器の無償貸与)
- (2) 演奏発表会に係る開催運営への支援 (会場費、撮影支援)
- (3) 他校との交流を図る交流会への参加機会の提供 (オンライン交流会)
- (4) 邦楽に関するワークショップ参加機会の提供 (講師派遣による演奏指導)

3 予算額 (案)

R5年度予定額：約3億円 (R4年度：約3億円)

新規採択予定数：60団体 (高校40団体、大学20団体)

4 スケジュール

令和5年4月公募開始予定

文化庁邦楽普及拡大推進事業事務局ホームページ (<https://hougakushien.jp>) により公募

1. 公開承認施設に関する諸手続一覧

(1) 承認申請関係

- 公開承認施設の申請をしたい。
- 承認後5年経過するので、再度、承認を受けたい。

事前に文化庁の承認を受ける必要があります。

(2) 変更関係

- 施設設置規約
 - 施設の組織
 - 防火・防犯体制
 - 施設の長
 - 学芸員
- が変更になった。

変更の生じた日から2週間以内に文化庁に届け出る必要があります。

(3) 改築・改修関係

- 建物を改築したい。
- 文化財の保存・公開に係る設備を改修したい。

事前に文化庁の承認を受ける必要があります。

(4) 災害・事故関係

- 火災その他の災害に遭った。
- 収蔵・公開している重要文化財が盗難、毀損等に遭った。

災害等の事実の生じた日又は事実を知った日から10日以内に文化庁に届け出る必要があります。

(5) 公開関係

- 国宝・重要文化財を公開した。

公開した期間の最終日の翌日から20日以内に文化庁に届け出る必要があります。

※ 特に、改築・改修については、事前相談なく工事が進められる場合が見受けられます。必ず、事前に文化庁に相談するようにしてください。

【担当】

○施設の改修・新築等に関して：文化庁文化財管理指導官（森井）

E-mail : masa-morii@mext.go.jp

TEL : 03-6734-4766

○上記以外に関して：文化庁文化財管理指導官（横須賀）

E-mail : yokosuka@mext.go.jp

TEL : 03-6734-2892

○手続き全般に関して：文化庁文化財第一課活用連携係

E-mail : bunkazaiikatuyou1@mext.go.jp

TEL : 03-6734-3168

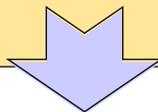
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2旧文部省庁舎6階

様式等（文化庁HP）：

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shonins_hisetsu/

2. 所有者及び管理団体以外の者による国宝・重要文化財（美術工芸品）の公開に関する手続き

重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするとき



事前に文化庁長官の許可を受ける必要があります。

（文化財保護法第53条）

（2か月前を目途に申請書を提出できるように、遅くとも）**6か月前**には文化庁にご相談ください。

【担当】

○内容に関して：文化庁文化財管理指導官（大原・横須賀）

E-mail : y-ohara@mext.go.jp

yokosuka@mext.go.jp

TEL : 03-6734-2890

○手続きに関して：文化庁文化財第一課活用連携係

E-mail : bunkazaiikatuyou1@mext.go.jp

TEL : 03-6734-3168

様式等（文化庁HP）：

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_bijutsukogei/kokai_kyoka/index.html

文化庁文化財第一課 令和5年度の主な行事予定

令和5年1月30日現在

行事	時期	会場	内容	対象	担当連絡先(内線)
令和5年度美術刀剣刀匠技術保存研修会(刀匠研修)	5/30～6/7開催	備前長船刀剣博物館(岡山県瀬戸内市)	新たに美術刀剣類の製作承認申請をしようとする者を対象に、日本刀に対する正しい基礎知識及び鍛錬技術の研修を行い、刀匠としての技術向上と意識の涵養を図る。	美術刀剣類の製作承認を初めて受けようとする者	調査係(3154)
公開承認施設担当者会議	例年6月ごろ開催(令和4年度は6/15に開催)	オンライン開催(予定)	国宝・重要文化財(美術工芸品)等の適切な保存管理及び安全な公開活用の事例紹介並びに保護法上必要な手続きについての説明を実施し、公開承認施設における文化財の適切な公開活用、保存及び継承を図る。	都道府県教育委員会や公開承認施設の美術館・博物館の職員等	活用連携係(3168)
美術工芸品防災・防犯対策研修会	例年6月ごろ開催(令和4年度は6/16に開催)	オンライン開催(予定)	国宝・重要文化財(美術工芸品)等の効果的な防災・防犯対策及び国庫補助事業の説明並びに文化財保護法上必要な手続きについての研修を実施し、文化財の適切な活用、保存及び継承を図る。	都道府県教育委員会や美術館・歴史博物館の職員等	活用連携係(3168)
指定文化財(美術工芸品)企画・展示セミナー	例年6月、12月ごろ開催(令和4年度は東会場6/6～6/10、西会場8/1～8/5に開催)	例年、東日本と西日本の2会場に分けて開催	国民全体の文化遺産である指定文化財(美術工芸品)の公開活用を促進し、適切な施設における企画・展示を支援するため、文化財の公開に関わる様々な専門的知識と技能の研修を行い、もってその資質の向上を図る。	各都道府県または各都道府県教育委員会が推薦する、指定文化財(美術工芸品)の公開が可能な博物館、美術館、資料館、文書館等(公開施設)の学芸担当者(常勤職員)	活用連携係(3168)
銃砲刀剣類登録事務協議・登録鑑定実技講習会	例年秋ごろ開催(令和4年度は11/7～11/8に開催)	令和5年度はオンライン開催と東京での現地開催を併用する方向で検討中	銃刀法上の古式銃砲・刀剣類の登録制度に関し、各都道府県の担当者による事務協議及び登録審査委員の実技講習を行うことにより、銃砲刀剣類の登録事務の円滑化を図る。	各都道府県の銃刀法の登録事務担当者及び登録審査委員	調査係(3154)
保存修理講習会	例年12月ごろ開催(令和4年度は12/8に開催)	オンライン開催(予定)	文化財修理に係る基礎的知識および修理に関する最新研究成果の研修を行うとともに、情報共有の機会を提供し、文化財(美術工芸品)の修理に対する理解を広げるものとする。	文化財(美術工芸品)の修理に携わる技術者および地方公共団体の担当者、学芸員等	活用連携係(3168)
【選定保存技術広報事業】文化庁日本の技フェア	11/18(土)・11/19(日)	みやこめっせ(京都市)	文化財の保存技術の大切さや、伝承者の養成、文化財の修理、原材料や道具などの現状を広く周知し、未来の伝承者・理解者の拡大等することを目的に毎年開催。選定保存技術保存団体(令和4年度は35団体が参加)による展示及び実演を行う。技の解説や保存団体を紹介するパネル、原材料・道具等を展示するほか、先人から受け継がれてきた知恵と熟練の技を技術者が披露する。	イベント参加者に対象は不問 イベント運営者に選定保存技術保存団体を含む	活用連携係(3168)
民俗文化財担当者会議	例年5月～6月ごろ開催(令和4年度は6/3に開催)	未定(令和4年度はオンライン開催)	民俗文化財事務の適正な遂行を図るため、これに従事する行政担当者に対して必要な事項の連絡等を行い、もって民俗文化財保護の充実を図る。	各都道府県の民俗文化財担当者	活用連携係(2887)
歴史民俗資料館等専門職員研修会	例年11月ごろ開催(令和4年度は11/7～11/11に開催)	国立歴史民俗博物館(予定)	歴史民俗資料館等において、歴史資料・考古資料・民俗資料等の保存活用を担当する者に対し、これら文化財の調査、収集、保存及び公開等に関する必要な専門的知識と技能の研修を行い、歴史民俗資料館等の活動の充実に資する。	歴史民俗資料館・博物館等の専門職員で、実務経験5年未満の者	活用連携係(2887)